## 学校感染症とその出席停止期間

学校保健安全法施行規則により、下記の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いになります。 \* 出席停止の場合は、欠席扱いになりません。

令和5年7月現在

		一
	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	・ エボラ出血熱 ・ クリミア・コンゴ出血熱	
	・ 痘そう ・ 南米出血熱 ・ ペスト	
	・ マールブルグ病 ・ ラッサ熱	
	・ 急性灰白髄炎(ポリオ) ・ ジフテリア	
	· 重症急性呼吸器症候群	全種類、治癒するまで
	(SARSコロナウイルスに限る)	
	· 中東呼吸器症候群	
	(MERSコロナウイルスに限る)	
	・ 特定鳥インフルエンザ	
	及び新型インフルエンザ等感染症	
第2種	・ インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及	・ 発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児は3日)を
	び新型インフルエンザ等感染症を除く)	経過するまで
	・百日咳	・ 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤
		による治療が終了するまで
	・ 麻しん (はしか)	・ 解熱した後3日を経過するまで
	・ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、
		かつ全身状態が良好になるまで
	・ 風しん(三日はしか)	・ 発疹が消失するまで
	・ 水痘(水ぼうそう)	・ すべての発疹が痂皮化するまで
	・ 咽頭結膜熱(プール熱)	・ 主要症状が消退した後2日を経過するまで
	・ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎	・ 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがない
		と認めるまで
		【注意】
		ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症について
		は、病状により医師において感染のおそれがないと認めたとき
		は、この限りではありません。
	・新型コロナウイルス	・発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過
		するまで
第3種	・ コレラ ・ 細菌性赤痢	
	・ 腸管出血性大腸菌感染症 ・ 腸チフス	
	・ パラチフス ・ 流行性角結膜炎	
	· 急性出血性結膜炎	全種類、症状により学校医その他の医師におい
	・ その他の感染症	て感染のおそれがないと認めるまで
	感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症	
	溶連菌感染症(しょうこう熱)など	

\*感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する、「指定感染症及び新感染症」 は第一種の感染症とみなします。